地域森林計画と今回の変更内容について

1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府 県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する 10年を1期とする計画。(市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画)

[地域森林計画において掲げる事項](森林法第5条第2項の引用)

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準 その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域 (以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (前号に掲げる事項を 除く)
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する 事項

2 計画期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日

3 今回の変更の内容

- ○森林区域の減少に関すること 林地開発の完了に伴い森林区域が4ha減少する。(計画書P12)
- · 森林区域減少地域

	所在	目的	面積(ha)
1	富田林市大字東板持	事業所敷地の造成	2. 4
2	河南町大字平石	事業所敷地の造成	1. 3
	3. 7		

- ○全国森林計画の策定に関すること(計画書 P14~P33) 令和5年10月の全国森林計画の策定を踏まえ、以下の記述を追加。
 - 花粉症発生源対策の取組強化
 - ・ 高度な森林資源情報の整備・活用
 - 林業労働力の確保の促進
 - 木材合法性確認の取組強化
 - ・盛土等の安全対策の適切な実施
- ○人工造林の植栽本数に関すること(計画書 P21) 低密度植栽による造林コストの低減を可能とするため、 人工造林の標準的な植栽本数に「疎仕立て 2,000 本/ha」を追加。
- ○林道の拡張に関する計画量の増加に関すること(計画書 P39) 林道の個別施設計画の遂行のため、前半5ヵ年の計画箇所が1箇所増加する。

変更後変更後変更前

I 計画の大綱

 $1 \sim 4$ (略)

Ⅱ計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位 : ha

区分	面積
総数	<u>53, 981</u>
富田林市	247
河南町	1, 204

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び 保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面 的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林 施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源 の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果た す役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急 速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行 き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に も配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏 まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する とともに、花粉発生源対策にも取り組む。加えて、リモ ートセンシング等を活用した高精度な森林資源情報や 詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切 な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リ スクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を 推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森 林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリ ングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図 I 計画の大綱

 $1 \sim 4$ (略)

Ⅱ計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位 : ha

区分	面積
総数	<u>53, 985</u>
富田林市	249
河南町	1, 205

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び 保全に関する基本的な事項

(新設)

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標及 び基本方針を下記のとおり定める。

(1) \sim (3) (略)

2 (略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して皆伐、択伐の別に計画事項を定めるものとする。この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえることとする。

施業の実施に当たっては、林地生産力の高低や傾斜の 緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離 といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に 行う。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐 採・植替え等を促進する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない 苗木 (無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗 木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努め る。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を 指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、 森林資源の構成、地域における造林種苗の需給動向、森 林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状 況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、 地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び 地利条件、病虫獣害の被害状況等を勘案して、スギ、ヒ (1)~(3) (略)

2 (略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して皆伐、択伐の別に計画事項を定めるものとする。この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえることとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を 指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、 森林資源の構成、地域における造林種苗の需給動向、森 林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状 況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、 地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び 地利条件、病虫獣害の被害状況等を勘案して、スギ、ヒ ノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹 種の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌等のため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数はイ(ア)人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

また、複層林化や広葉樹林化を図る場合の上木の伐採 後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において 定着している複層林や広葉樹林に係る施業体系がある 場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとす る。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持 等のため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しよう とする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽 本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本 数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該 区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本 数を定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法別に定めるものとする。

ノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や<u>少花粉スギなどの花粉症対策に資する</u>苗木の導入に努めることとする。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹 種の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌等のため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数はイ(ア)人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

また、複層林化や広葉樹林化を図る場合の上木の伐採 後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において 定着している複層林や広葉樹林に係る施業体系がある 場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとす る。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持 等のため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しよう とする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽 本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本 数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該 区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本 数を定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法別に定めるものとする。

		単位:本/ha
樹種	仕立て方法	植栽本数
	密仕立て	4, 000
スギ	中仕立て	3,000
	<u>疎仕立て</u>	<u>2, 000</u>
	密仕立て	4,000
ヒノキ	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000

注) 植栽本数を減じる場合は、スギ:1,000 本/ha、b ノキ:1,500 本/ha を下限とする。

(1) (略)

ウ (略)

(2) \sim (4) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林 施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

府、市町村、森林管理局、森林組合、木材関連事業体 等川上から川下までが一体となり、国有林と民有林の緊 密な連携を保ちながら、流域林業の活性化、林業の担い 手育成・確保、林業機械化の推進、府内産材の流通加工 体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を 次のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森 林施業プランナーの育成確保を図り、施業提案を通じて 森林所有者等から森林経営に意欲のある林業事業体等 への長期の受委託を推進するとともに、地域関係者が集 まる協議会の開催等を通じて森林施業の共同化に向け た普及活動を推進する。また、航空レーザ測量等により 整備した森林資源情報の提供及び公開等により、面的な 集約化を進める。これらと併せて、高性能林業機械の導 入、林内路網の適正な整備を通じて、団地化・集約化に よる効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化 を図り、計画的・安定的な木材供給体制の確立と森林の 適正な管理を推進する。

(2) (略)

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関 係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促 進などによる処遇の改善など、林業に従事する者の養成 及び確保について定めることとする。

		単位:本/na			
樹種	仕立て方法	植栽本数			
スギ	密仕立て	4,000			
	中仕立て	3,000			
ヒノキ	密仕立て	4,000			
	中仕立て	3,000			

(化) (略)

ウ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

 $3 \sim 5$ (略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林 施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

府、市町村、森林管理局、森林組合、木材関連事業体 等川上から川下までが一体となり、国有林と民有林の緊 密な連携を保ちながら、流域林業の活性化、林業の担い 手育成・確保、林業機械化の推進、府内産材の流通加工 体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を 次のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森林施業プランナーの育成確保を図り、施業提案を通じて森林所有者等から森林経営に意欲のある林業事業体等への長期の受委託を推進するとともに、地域関係者が集まる協議会の開催等を通じて森林施業の共同化に向けた普及活動を推進する。

これらと併せて、高性能林業機械の導入、林内路網の適 正な整備を通じて、団地化・集約化による効率的な森林 施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、計画的・安 定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進 する。

(2) (略)

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善など、林業に従事する者の養成及び確保について定めることとする。

「大阪府林業労働力の確保の促進に関する基本計画」 を踏まえ、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾 野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進する。

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を 育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図 る

イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・確保の中核として位置付け、雇用管理の改善や新規就労の円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(4) (略)

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、 府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの 多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業に おける土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給する等活用可能な分野を開拓していく。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及 び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に 基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及 び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを 着実に進める。

(6) その他必要な事項

都市と山村の交流の促進を図るため、環境教育やレク リエーション等の場としての森林空間の活用を推進す る。さらに、森林組合等の林業事業体、自伐林家をはじ め、地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の 利活用等を進める。 また、長期にわたり持続的な経営を実現できる経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進する。

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を 育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図 る

イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・確保の中核として位置付け、雇用管理の改善や新規就労の円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(4) (略)

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給する等活用可能な分野を開拓していく。

(6) その他必要な事項 特になし

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な 地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な 保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用 水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を 形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び 形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転 用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、 地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び 森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総 合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととす る。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生を もたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に 支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の 緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環 境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を 講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 保安施設に関する事項等

(1)保安林の整備に関する方針

保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂 流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて 計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要 件を見直し、森林保全に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な 地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な 保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用 水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を 形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び 形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転 用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、 地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び 森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総 合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととす る。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生を もたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に 支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の 緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環 境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を 講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

$(2) \sim (4)$ (略)

2 保安施設に関する事項等

(1)保安施設の整備に関する事項

保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、森林保全に努めることとする。<u>また、治山事業については、災害の発生形態の変化などを勘案し、府民の安全・安心を確保する観点から、災害に強い地域づくりに関する取組を事前防災・減災の考え方に立って実施すること。具体的には、保安林の整備、</u>渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進す

る。その際、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や、流木災害リスクを軽減させる流木 捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採などについても実施すること。なお、必要に応じて、在来 種による緑化や野生生物に配慮した治山施設の設置等生物多様性の保全に努める。

(2)治山事業の実施に関する方針

災害の発生形態の変化などを勘案し、府民の安全・安心を確保する観点から、災害に強い地域づくりに関する取組を事前防災・減災の考え方に立って実施する。具体的には、保安林の整備、渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。その際、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採などについても実施する。なお、必要に応じて、在来種による緑化や野生生物に配慮した治山施設の設置等生物多様性の保全に努める。

(3) 特定保安林の整備に関する事項

特定の目的に即して機能していないと認められる保安 林については、特定保安林に指定し、要整備森林として 森林施業を推進することにより、機能の維持の回復・増 進を図る。

(4) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の整備 等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3、4 (略)

第5 (略)

第6 計画量等

 $1 \sim 3$ (略)

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(2)特定保安林の整備に関する事項

特定の目的に即して機能していないと認められる保安 林については、特定保安林に指定し、要整備森林として 森林施業を推進することにより、機能の維持の回復・増 進を図る。

(3)その他必要な事項

(新設)

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の整備 等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3、4 (略)

第5~第7 (略)

第6 計画量等

 $1 \sim 3$ (略)

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開設/拡張	種類	市町村	路線名	延 長 (k m)	利用 区域 面積 (ha)	前5年計箇所	対図番号	備考	開設/拡張	種類	市町村	路線名	延 長 (k m)	利用 区域 面積 (ha)	前5年計箇	対図番号	備考
拡張	自動車道	岸和田市	本谷	6	130	<u>O</u>	5		拡張	自動車道	岸和田市	本谷	6	130		(5)	

5、6 (略)

第7 (略)

5、6 (略)

第7 (略)

用語の解説 用語の解説 育成単層林:森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 (新設) 単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立さ せ維持される森林 てたねんせいりん 大然生林:主として自然に散布された種子やぼう芽等に (新設) より成立し、維持される森林。このほか、未立木地、竹 林等を含む